

中津市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

図書館の雑誌カバーを広告媒体として、民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、中津市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに図書館が所蔵する雑誌の購入代金を負担していただき、提供された雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名、裏面に広告を表示することができます。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

（１）雑誌スポンサーは、法人・企業・団体等で、個人は除きます。また、中津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第３条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としません。

なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

（２）広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、中津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第４条に該当するものは対象としません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「対象雑誌リスト」より選定していただきます。

なお、雑誌の調達は図書館が行います。また、図書館へ納入された雑誌は中津市の所有となります。

5 広告の規格・表示方法及び配架図書館

（１）提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等の表示をします。表示の大きさは、縦４cm、横１７cm以内とします。

（２）最新号カバーの裏面に広告を掲出できます。広告の大きさはカバー裏面に収まるサイズとし、片面印刷のものを１枚掲出します。

なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。カバーへの掲出は図書館が行います。

（３）提供雑誌を配架する図書館は、中津市立図書館の５館から、雑誌スポンサー申込者に選択していただきます。

(4) 雑誌の配架位置は図書館長が決定します。

6 雑誌の提供期間

提供の期間は原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、年度途中からの場合は、決定した月の翌月1日から当該年度の3月31日までとします。

また、期間満了の3か月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

8 申込み

(1) 申込みは、随時受付します。

(2) 中津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、下記図書館に持参、電子メール、郵送のいずれかの方法により提出してください。

(3) 申込書提出時に、会社概要(業務内容が把握できるパンフレット等)、広告の掲出を希望する場合は広告案(雑誌の裏面に収まるサイズのもの)を添付して提出してください。

【受付】小幡記念図書館(中津市立図書館 本館)

〒871-0056 大分県中津市 1366 番地 1 (片端町)

Tel : (0979) 22-0679 E-mail : tosyokan@city.nakatsu.lg.jp

(4) 同一館の、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で雑誌スポンサーを決定します。

- ①先に提供している雑誌スポンサー申込者を優先します。
- ②申込書の到達が早い雑誌スポンサー申込者を優先します。
- ③申込書の到達が同じ場合は、抽選を行います。

9 契約

雑誌スポンサーの可否は、中津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により通知します。雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書(第3号様式)により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館が指定する取扱書店に直接お支払いください。

(1) 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。ただし、取扱書店が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

(3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるものとします。

(4) 雑誌スポンサーが提供する雑誌は、取扱書店が図書館に納入します。

12 広告内容の変更

雑誌スポンサーが雑誌に掲載した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに図書館長に申し出てください。承諾を受けた後に掲載することとなります。

13 雑誌スポンサーの取消し

雑誌スポンサーから雑誌の提供中止の意思表示があったとき及び中津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条に該当することが明確になった場合は、雑誌スポンサーを取り消します。